

第 145 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 4 年 10 月 14 日（金） 10：47～12：10

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、勢一智子構成員

〔計画策定等に関するワーキンググループ〕 勢一智子座長、足立泰美構成員、磯部哲構成員、大橋真由美構成員、金崎健太郎構成員、原田大樹構成員

（勢一智子座長及び磯部哲構成員は、提案募集検討専門部会構成員と兼務）

〔政府〕 加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、泉聡子内閣府地方分権改革推進室参事官、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官、谷中謙一内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 4 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番23：地震防災緊急事業五箇年計画について他計画での代替を可能とすること並びに計画策定手続及び進捗管理の簡素化（内閣府）>

（高橋部会長）国土強靱化地域計画と五箇年計画の統合については、対応いただき大変ありがたい。都道府県の五箇年計画に関する今年度の作業はいつぐらいから始まっているのか。

（内閣府）これは五箇年計画なので、策定は 5 年に 1 回であって、毎年度発生する作業ではない。

（高橋部会長）それならば、いつぐらいにこの対応に関する事務連絡等を発出していただく予定か。

（内閣府）大体、計画策定後の変更手続の事務連絡等は、毎年 5 月から 7 月に発出しているため、今年はこの分権提案の結論が見えてきた段階で、体制変更等に係る事務連絡等の発出を行う。

（高橋部会長）協議手続の簡素化についても対応していただけるということありがたいが、事務連絡等は前述の国土強靱化地域計画との統合と一緒のタイミングで行うのか。

（内閣府）然り。

（高橋部会長）内閣府が関係行政機関の長からの意見聴取を一元的に実施することについて、具体的にどのように行うのか。窓口を内閣府にして、内閣府が各省庁から聞いたものを都道府県に投げるということか。

（内閣府）然り。都道府県側も防災部局が窓口となって内閣府とやり取りをするというイメージ。

（高橋部会長）内閣府が間に入ることでワンクッション増えるが、まずは試行的に始めるということなので、なるべく省力化できるところは省力化していただきたい。

（大橋部会長代理）やっと法律の条文に近い形での運用が可能になる。この「試行」の意味は、この体制でやっていく過程の中で実務的な問題が出てきた場合は対応するという趣旨だとは思うが、この体制自体は、何か政策的なオプションというよりは、むしろ法律に従った正規の形に戻ったという認識なので、試行を重ねた結果また元に戻って都道府県に各省との調整をやらせるということにはならないと考えるが、この理解でよろしいか。

（内閣府）「試行的」というのは、5 年に 1 度が計画の「策定手続」になるのだが、策定後の 2 年目～5 年目は変更手続があるので、そこでまずは次期計画の策定手続の前に変更手続において試行的にやらせていただくという意味。御趣旨はおっしゃるとおりだと思うので、元の体制に戻らないように努力する。

（大橋部会長代理）3 点目の進捗状況調査について、進捗調査を毎年行うというのは過剰だと思っていたところ。改正いただけるとのことだが、少し心配なのは、いただいた御回答の中の「確認する必要が生じた場合」という表現は大変漠然としており、安易に必要なだからと突然調査を行うことは不適當であるため、必要性の要件を限定するべきではないかと考えるがいかがか。

（内閣府）基本的には計画の進捗管理については、実際に計画を策定した主体である都道府県が責任を持って行うことなので、今おっしゃられたように、我々が必要と判断する要件についてははっきり明示したい。

(高橋部会長) 本件についても、その廃止に当たって事務連絡等を発出するのか。

(内閣府) 然り。

(高橋部会長) 誰が見ても限定されていて必要最小限だと分かるように、具体例も含めて事務連絡等に記載いただきたい。こういう限定的な場合にしか調査は行わないといった想定できる要件を列挙していただき、自治体が調査の実施可能性を予見できるように願います。進捗調査を何かに活用した例はあるか。

(内閣府) 進捗が遅れていることで指導をしたという事例はないが、毎年発行している白書等で状況を報告している。

(高橋部会長) その進捗について緊急事態で何か調べなければならぬような例はなかったということか。

(内閣府) あとは、5年ごとに特措法の法改正がこれまではあったので、法改正の必要性や実績を説明するときに使用している。

(勢一構成員) 今回、かなり前向きに御対応いただけることに感謝する。やはり防災の分野は、次に激甚災害があるとその対応を追加する形で強化をしていくと思うが、その時に防災の政策体系として、できるだけ見通しよく、自治体が動きやすいように、法改正や国の計画策定などの時にも御配慮いただきたい。

特に今回、それぞれの法律の経緯で、重複している部分が多いというのが一つのきっかけになっていて、やはり重複している計画を抱えながら自治体で災害対策をすることは非常に難しいところがあると思う。そういう視点でも今後に向けてぜひ検討をお願いしたい。

(内閣府) おっしゃるとおりだと思う。ただ、私どもで所管する法律は成立の過程が様々あり、ドラスティックに完全にまとめることは少し難しいとは思いますが、なるべく自治体が動きやすいような政策体系を目指していきたい。

(高橋部会長) 閣議決定にどのように表現していくかを含めて、よく事務局と今後御調整していただければありがたい。

<通番67：医療計画と関係計画との統廃合等（厚生労働省）>

(高橋部会長) 周知のタイミングはどのようにお考えか。

(厚生労働省) 健康局では、第4期がん対策推進基本計画の策定を現在進めており、今年度末策定を目指している。予定としては、当該計画ができた旨と併せて、今年度末までには周知できればと考えている。

(厚生労働省) 医政局もタイミングは同じ。

(高橋部会長) 周知は両局連名か。それとも単独か。

(厚生労働省) 今後調整したいと思っているが、互いが互いを代替することが可能という記載になると思っている。連名で出すかは別にして、互いに中身の調整はしたいと考えている。

(高橋部会長) 形式も含めて事務局とよく調整いただきたい。

(足立構成員) 今回、前向きに対応いただけるというのは本当にありがたい。ただ、医療計画については、地域医療構想の策定の義務付けをはじめ、医療確保計画や外来医療計画などの策定が既に都道府県に求められている。ここに医療費適正化計画や国民健康保険運営方針、今回問題になっている循環器病対策推進計画、がん対策推進計画、さらにアレルギー疾患対策基本法などにおいても既に計画策定が求められており、計画策定の事務負担はかなり多大になってきている。それに加え、今後、いわゆる外来機能報告制度などは都道府県が推進役を担っており、2024年には医師の働き方改革が本格開始される。そういった中で都道府県の現場にとっては、それぞれの計画や施策に背景や合理的な理由があったとしても、将来的に都道府県の負担が増えていくことが容易に想像できる。

したがって、今回の提案に関わる記載内容の重複箇所を整理するのはもちろんだが、例えば、DX推進を通じて、計画策定に使うデータの基本部分を省庁が積極的に共有することによって事務負担の軽減を図るといった検討はなされているのか。

(厚生労働省) 医師の働き方改革、地域医療構想、医療費適正化計画との関連もあり、様々な計画があるので、事務負担が多いということはそのとおりだろうと思う。御指摘のように、医療DXの活用はできるだけ進めたいと思っている。また、データの共有という点についても、医療部会等で指摘もされているところであり、しっかり受け止めて、できることは進めてまいりたいと思う。都道府県においても、データを取るということ自体が非常に負担になると聞いており、国としてもできるだけ都道府県の負担にならないようにデータを分かりやすい形で示すということは引き続き努力してまいりたい。

(大橋部会長代理) 今回、計画を一体的に策定しても構わないという方針を示していただいてありがたいが、一体的策定のその先についても、少しお願いしたい点がある。例えば、計画策定手続はいろいろな仕組みが組み込まれており、様々な協議会や参加の規定等が複数あり、それぞれが個性を発揮し出すとそこに事務負担が生じる。そこを1つの協議会で兼ねて合同開催でよいとか、時期の点について「自由にやりなさい」という突き放した言い方ではなく上手くやっているような例を示すとか、こういった形で柔軟にやって負担を軽減してくださいと示していただくといった情報提供を丁寧にやっていただきたいと思うがいかがか。

(厚生労働省) 医療計画の観点では、関係する複数の計画があり、部局がまたがってしまうこともあるので、策定項目や時期をそろえるといったことをやっている。また、各自治体においても一体的に策定している自治体があることは承知しており、一体的に策定していいということはこれまでも言っているつもりではいたが、御指摘のようにこういう自治体ではこういうふうによくやっているといったことがもし案内できれば、そういったことも取り組んでいきたい。

(厚生労働省) 健康局も同様。よく連携してやっていきたい。

(磯部構成員) 一体的に策定してよいということだが、その先のことがやはり気になる。循環器病対策基本法をつくった時に、成育基本法も同じタイミングでやったと思う。循環器病対策基本法は国と地方がそれぞれ協議会をつくるというものだったが、成育基本法は国にだけ協議会をつくり、県は医療計画の中でその指針により配慮する形になっている。両法の違いはどこにあるのか。

(高橋部会長) その法律の所管はどこか。

(厚生労働省) 成育基本法は子ども家庭局が一義的にはまとめたもの。

(磯部構成員) 今はお答えいただけないということと承知した。国として基本法を定めて基本的かつ大事なことは定めるけれども、具体的にどう実施するかは都道府県の医療計画の中で書き込むというやり方もあるのだろうと思う。今後の立法に際して、法律の中でも平仄が合っていないということも御留意いただきたい。

また今回、循環器病のことについては医療計画で代替してよいということで一個解決しても、いろいろな計画が他にもある。喫煙や肥満、食事の問題であれば「健康日本21」の話になるし、リハビリや在宅支援であれば介護保険の支援計画とかという話にもなる。一体どこまで都道府県が自由に一体的にやっていいのかどこまでも問題が残るように思う。基本的には今回のように代替してできるだけ効率よく一元的に、県民の方が分かりやすいような計画の定め方を、地方が独自に創意工夫してやってよいという方向で考えてよいか。

(厚生労働省) 医療計画については5疾病6事業で動いており、その5疾病については健康局の担当であるがんとか脳卒中、今回いただいているもの以外にも心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、こういったものが5疾病としてある。それらのいずれについても医政局からは一体的に策定できるということで説明しているところ。

前回のヒアリングでも紹介した山形県だと、循環器だけではなく健康増進計画、歯科口腔保健対策も含めて、「健康やまがた安心プラン」という1つの大きな計画で策定されている。特に何かと何かを一緒にしてはいけないとかそういうことはないかと承知。

(大橋部会長代理) できたら通知についても、そういったものも含めてやっていただきたい。国は省とか局単位で切り分けているのかもしれないが、現場は今、磯部構成員がおっしゃったような形になっているので、そういう形でゆったり組んでいただくのが今回の提案に響くところだと思う。モデルとして提示いただくとありがたい。

(高橋部会長) 国は組織が大きいから部局が分かれている。しかしながら、都道府県の人口が少ないところによくと小さな組織で作業をしており、そういう組織において全部を受け止めなければいけないという中で、どうやったらそれを受け止められるかは、医療に関わる厚労省全体として見通しのよい発信をすることが重要だと考える。一個一個提案に即して対応することも極めて重要だと思うが、それを超えて対応いただきたい。各局一緒に、こういう形で医療関係行政をやってください、計画についてこう対処してください、といった発信をしていただけるとありがたい。今回のヒアリングには2局しかいらっしやらないが、官房に持ち帰って、伝えていただければありがたい。その上で事務局とよく調整していただきたい。

(厚生労働省) 承知。

(高橋部会長) その上で、計画をまとめていくことが重要ではないか。国としても、一個一個特出し的に膨れ上がって凸凹した計画体系ではなくて、すっきりさせていく。一本にしろとは言わないが、都道府県や都道府県民、関係する人が見通しのよい計画体系をつくることは、厚生労働省の一つの仕事なのではないか。省全体で考えるべきことなので、持ち帰っていただきたい。あとは事務局とよく調整してほしい。

<通番60：文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化（文部科学省）>

（大橋部会長代理）調査結果を聞かせていただき、現状がどうなっているかを非常に具体的に理解できたので感謝する。苦勞をしている自治体の効率化を図りたいという御回答であったが、率直な感想として、最初の文書作成のところを見ると、項目が多く、問い合わせや庁内協議もしなければいけないということで、仕事が仕事を生んでいるという印象を持った。

把握調査についても全域でというように捉えて非常に網羅的にやっているのが重くなっているということなので、全体としてボリュームをまず落とすことが絶対に必要である。把握調査は、全域でなく必要不可欠なところだけで構わないと言っていたとか、もう一度見直してスリム化する必要がある。今回の回答を読み返しても、この負担の軽減にはなかなかつながらないのではと思う。3年かかって100何十ページというのは、これはちょっと大き過ぎる気もするので、コンパクトなものにするという大きな方針を示すお考えはないのか。

（文部科学省）お尋ねのように今回調査をして、各自治体が苦勞しているところが良く分かった。したがって、おっしゃるように項目自体については構成立ててやらなければいけない部分があるため、その点については必要最低限のもの、どういったものが必要なのかということについて、今回、指針の中で明示をしていきたいと思う。また、その項目だけではなくて、それを書くに当たってどれくらいのボリュームがあるのかといった目安も示すことで、あまり過度なものにならなくてよいのだという精神的な負担も下げられるかと思うので、今回の調査結果を踏まえて柔軟に対応していきたいと思う

（大橋部会長代理）調査結果を見ていると、補助金を獲得するために、専門家もいない小さなところまで含めて無理して頑張っ、できないところは委託に出してでも結果をつくり上げているという形で、汲々とした現場の姿が見えるような気がしている。むしろ自分の自治体の中で文化財として、どこを大事にして中長期的にどのような形で守っていくかという大きな方針のようなものを全員で協議できることが一番大事である。繰り返しになるが、そこが確保できるための核は何か、項目を絞っていただくところからスタートしないと、補助事業の項目調整のような話になると、結局、一番やりたい文化財の行政目的とは何か離れていってしまうような認識を持ったため、ぜひそのところの見直しをお願いしたいと思う。

（文部科学省）大きな方針を示して、それに対して具体的に自治体は何をしたいのかということを示していくということが一番最低限かと思うため、御指摘を踏まえて検討したい。

（金崎構成員）非常によく分かったが、自治体内部の庁内調整で非常に時間がかかっているとの御説明について、私も自治体に勤めていた時、まさにこの計画の策定に関して調整に大変な時間が掛かったことを思い出した。結局、計画の Spann が長く、この計画が自治体負担を伴う補助金の前提になっているため、自治体としては、10年先とか8年先の予算措置を計画策定段階で確定させることが非常に難しいことが背景となっている。そのため、この補助金の交付や自治体負担がこの計画で固まるのではないのだということ、運用においてもう少し柔軟化していただいたほうが自治体も議論がしやすい。ここで決めても将来また変えることができるのだということ。そこを少しやっていただくと、自治体の中の調整が楽になるのではないかと思った。

（文部科学省）そういった点も踏まえて対応したいと思う。自治体の内情を伺うと、文化財部局は可能な限りしっかりと予算を確保したいので具体化したい。一方で、予算担当部局は後年度の負担についてもそれは約束できないというところで、中での調整があるように伺っているので、その点、御指摘も踏まえて例示をしたいと思う。

（大橋構成員）提案団体の希望としては、やはり柔軟にある程度対応させてほしいというところが大きなポイントになっているのではないかと思う。今回、しっかりとした調査を短期間でしていただいて、具体的な支障なども分かったところではあるが、今後指針の内容を検討、改訂される際には、裁量が認められる部分というのは一体どの辺なのか、そして、その部分は調整可能なのだということを示してもらえると、自治体側もここは柔軟にしていけるのだなというのが分かると思うため、検討をしていただきたい。

（文部科学省）より分かりやすくなるように工夫したいと思う。

（勢一構成員）今回、作業がすごく負担になっているという、既に幾つも御指摘が出たが、文化庁からの意見への対応ということも負担になっているという回答があった。確かにこの意見に対応するための庁内の調整に時間がかかったというのは、先ほどの庁内調整の問題もあろうかと思うが、この協議の予約が非常に取りにくかったという部分。これは何らか解消の選択肢はあり得るのか。

（文部科学省）マンパワーの問題もあるので、どういった対応ができるかというのは検討したいと思うが、担当

の調査官は2名で対応しているところ。具体的に今、自治体で相談を受けているのが150程度あるので、そうすると、全て200日稼働するとなるとほぼ毎日埋まってしまうような状況になる。ただ、それが丸一日かかるわけではないので、その時間をどう設定するかといったところでは、担当者も苦労しているところがあるので、我々の働き方の面も含めてより効率的になるように対応したいと思う。

(勢一構成員) 恐らく、支援をしっかりとすることや意見に答えるといったことが大事なことであるため、そこは工夫が必要であると思うが、それほど多くの協議のタイミングをつくらなくても自治体が自由に策定できたり、あるいは必要な情報を様々な形で手に入れることができるという、事前の情報の充実等を図っていただくというのもこれから重要と思うので、DXの時代であるためいろいろと工夫していただければと思う。

(高橋部会長) いろいろ御意見が出て、それを踏まえて対応していただければありがたいと思う。ただ、時間というものもあるため、いつぐらいまでに大体そのような作業を終えられる予定でいらっしゃるかということをお聞きしたい。

(文部科学省) 今回、指針の改訂を検討するというところで予定したいと思う。大体のポイントが見えてきたため、今年度中を目途に作業を進めたい。場合によっては提案いただいた自治体の意見を更に深掘って聞くこともあると思うため、時間的にいつまでというところは、今は明示はできないが、今年度中目途に対応したいと思う。

(高橋部会長) 承知した。150ページではなくて20~30ページぐらいでできるようになるのか。

(文部科学省) ページ数の目安についてもどれぐらいなのかということについてよく検討したいと思う。

(高橋部会長) 我々も競争的資金でいっぱい書かされるのが大変である。150ページというのはとても作業が大変だと思う。そういった意味では、量的なスリム化と、それから、スリム化に必要な項目の明示化と、いろいろと考えていただければありがたいと思う。

(磯部構成員) 繰り返しかもしれないが、その見直しのプロセスの中で、場合によっては提案団体の意見を深掘りというようにおっしゃったが、むしろどのように見直せばよいかをしっかりと様々な地方の意見を聞くという場を設けるという余地はないのか。ここは要らない、これではまだ多いといったことをキャッチボールしながらのほうが良いのではないかと思った。

(文部科学省) やり方については少し工夫させていただきたいと思う。1,800余りの自治体全部に対して聞くことが大事なのか、今、こういった関心を持っているところ、特にその問題意識を持たれているところについて重点的にやるのがいいのかということについて、やり方をまだ決めていないため、御提案も含めて検討したいと思う。

<通番39: 都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し及び計画策定後の国への報告の省略(消費者庁、厚生労働省)>

(高橋部会長) 計画を策定することで、ある種の方針を住民に示す意味では重要だが、実際に住民や事業者と向き合いリスクコミュニケーションや意思疎通を図っていくことが重要という認識は共通しているのではないか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 事業者と住民との意思疎通の在り方について、意見公募手続のようなリジットなものではなく、自治体の判断により柔軟な運用が可能なのであれば、そのように示されたい。

(大橋部会長代理) 食品衛生の重要性は理解しているが、毎年度の計画策定というのは、他の分野と比べても負担が重過ぎるのではないか。今回の提案は、食品の衛生管理を長い間行ってきた人たちの現場の声であり、食品の衛生管理をないがしろにしようということではなく、むしろ毎年度の計画策定により、実務に充てるべき時間が削がれているのは本末転倒ではないかということである。

例えば、ある市から寄せられたスケジュールを見ると、8月頃から課題の照会をし、素案をつくるのに約1か月かかり、その後審議会にかけて、さらにパブリックコメントにかけて集約するというをやって年度末を迎える。加えて、食品衛生法では、計画策定業務に加え、前年度の食品衛生監視指導結果の取りまとめも求められており、年中計画策定業務に追われているような現状は、今の自治体のマンパワーからすると縛り過ぎではないか。この毎年度の計画の策定をもう少し数年度単位という形で緩めることができないか。報告の方法の見直しというのは非常に細かな話で、全体的な業務内容を見直してほしいというのが提案である。

(厚生労働省) 計画策定については、他の自治体の例を見ても、プロセスをショートカットできる部分はある。フードセーフティーは、毎年、生もののように変わり、事業者も変わる。毎年変わるものは、その振り返りをして、それを事業に反映しないとイケない。特に変更がないように思われる部分であっても、立ち入りを行う

件数や、前年の食中毒の発生状況等によって重点的に監視する対象の分野も変わるため変更はある。ただし、毎年、一から全てを策定しなおすのではなく、フォーマットは毎年同じものとして、年度毎に変更箇所のメリハリをつけるなどのやり方もある。

なお、食品を取り巻く世の中の状況について、自治体ごとに自らの状況をアセスメントして、新陳代謝の激しいこの分野について、適切に監視指導を実施するために毎年度計画を策定していただく中で、策定に係る事務のプロセスのショートカットについてまで意見するものではない。

(大橋部会長代理) 今回の共同提案団体の数が1つ2つではない。これだけの団体から出ているというのは、先程来指摘している実態が現場にあるということである。決して食品衛生の問題を軽んじているのではなく、積極的に取り組もうとする際の体力が削がれてしまっている。毎年度の計画策定の下でプロセスのショートカットという手法は限界があるのではないか。報告を簡略化できるなどのマージナルな話ではなく、計画策定の全体の流れをもっと簡略化できるということであれば、それを大胆に示されたい。

(厚生労働省) 今回の追加共同提案団体の多くは、都道府県ではなく政令市、中核市であり、おそらく設置主体の特性というのものもあるかもしれない。そうした中で、他の自治体の事例を共有することにより、大橋部会長代理からの指摘についてはカバーできるのではないかと。

(大橋部会長代理) 計画という形式を取ることによって一定の作業量というのは必然的に伴うわけであり、こうした計画策定に係る負担が、自治体のいろいろな部局で増大している。このような状況の中でも、毎年度の計画策定というのは突出して異様である。行政のやり方として、計画策定についてはもう少し緩やかにされたい。

(高橋部会長) 例えば、5年計画として、変更の必要な部分のみ変更するという方法はとれないのか。

(厚生労働省) その点については、数年単位の大きな方針である国が示す指針と、各都道府県等が行うアニュアル的な計画のメリハリのつけ方の中で対応しているところ。なお、毎年フォーマットが変わると、自治体の事務負担になるため、各自治体等がつくるフォーマットは同じとして、計画に記載することとされている項目の中で、ここは毎年度変えましょうというメリハリのつけ方をすれば、毎年の作業が一からにはならず、大きな負担軽減に繋がるのではないかと。

(高橋部会長) そういったことについて明確に示してほしいという話である。例えば5年計画としたとして毎年変更が必要な部分を明示してもらうことはできないのか。例えば、大規模食中毒等の流行があったら調査対象を変更するといったように、ある程度の期間で計画的な事業執行計画を定めた上で、変更の必要が出てきた際に、本当に変えなければいけないところだけを変えようといった運用ができないのか。

(厚生労働省) 変更が必要な部分を見直すということについては同じような考えを持っている。毎年度の策定といっても、例えば、計画に記載することとされている項目の中でも、これぐらいの規模の事業だったら大体何年ごとに立ち入りを行うという見通しのなかで、今年は、この分野でどこに入る、来年はどこに入るというある程度長期間の事業全体の見通しを立てて実施する項目もあると思う。しかし、食品衛生の状況はその時々に応じて常に変化していることや予定していたところが変わることがあるため、毎年度策定にはウエイトを置くべきである。また、事業譲渡や相続、様々な機械の入替えなどもあり、そういった場合にも都度見直しが必要である。そこに力点を置くと、毎年度の記載内容について見直しを行う必要がある項目がメインのような捉え方になるのかもしれないが、実務面としては、記載の内容については、見直しの必要のある部分のみを毎年度変えようといった進め方になると考えている。

(高橋部会長) そこを法的に表現できないか。もしくは制度的に表現できないか。毎年度策定すると法的に表現されると、毎年度一から策定するような受け止めになる。今説明いただいたような実務面のところを制度的にうまく表現できるやり方がないのか検討されたい。

(厚生労働省) 実務面でお示しできることを検討したい。

(高橋部会長) そしてもう一つ、自治事務と法定受託事務の関係について御省と我々とで理解が違う。

自治事務に関する部分については、この国の指針は技術的な助言であり、その技術的な助言を法的に表現しただけであるため、自治体が聞く必要があるのは法定受託事務だけのはずである。毎年度策定するという部分も、自治事務に関しては技術的な助言だという意識を持ってほしい。まん延防止、緊急時等の対応については法定受託事務だが、基本は食品衛生管理というのは自治事務であり、指針として法定されているから何でもできるということではない。自治事務であることを踏まえて検討されたい。

(厚生労働省) 1点目の指摘を踏まえて、まずは計画の項目を、長期で想定している部分と毎年変わる可能性がある部分という全体整理の中で、そもそもの項目の法律的な位置づけを意識して、自治体等に分かるような示

し方を検討したい。

(高橋部会長) 事務局からは何かあるか。

(木村参事官) 確認だが、負担軽減策として示された「住民からの意見聴取方法は自治体の判断で定めることできる」について、食品衛生法第70条第2項では「広く住民の意見を求めなければならない」とある。「広く」ということの解釈として、パブリックコメント以外に、例えば、個別のコンサルテーションや、フォーカスイインタビュー等が含まれるということによいか。あるいは、「広く」という記載をそもそも変えるということか。

(厚生労働省) 自治体側にちゃんと伝えるという意味で、行政手続法上の手続ととらえられるパブリックコメントというものだけではなく、例えば説明会、公聴会のような形にするなどの様々な方法を含むことを明確にするという趣旨であれば認識のとおりである。

(高橋部会長) 消費者や食品問題に関心が深い地域の団体等に集中的に意見を聞くといった方法はどうか。

(厚生労働省) 「広く」というところの範囲の中で、中央官庁もよくいろいろな団体を呼んでヒアリングをして、それをもって声を聞いたというやり方をしていることからすると、可能である。ただ、例えばその団体の選び方について、疑念を抱かれないような配慮は必要である。

(高橋部会長) 問題意識は共通できたが、我々としては、例えば、計画という表現ではなく実施方針とするなど、法的な表現を検討されたい。

(厚生労働省) 前回もそのような話に及んだが、実務面での対応で考えたい。

(大橋部会長代理) そのような形で表現してもらえれば納得できるのではないか。

(高橋部会長) 我々としては計画を直してほしいという話であるため、本日の議論を踏まえ、事務局と最後まで調整されたい。

消費者庁もよろしいか。

(消費者庁) 意見聴取については、例えば輸入食品に関しては毎年度、国において計画を策定している。この食品衛生の制度は、輸入食品については国が直轄で、国内であれば自治体が法律に基づいてやるというスキームであり、国も自治体もお互い行政組織の効率化が叫ばれている中で、法律で定められたことは最低限やらなければならないが、我々も相当少ない人数でやっている。消費者の立場からいえば、「広く」というのは、行政手続法のパブリックコメントに限るわけではないが、インターネットやSNSを活用し広く一人でも多くの消費者にある程度意見を聞くような機会を与えるという意味では、食品安全の総括の立場プラス消費者教育推進という立場の消費者庁として、自治事務といえども、このような法の運用というのは心がけてほしい。

(高橋部会長) 今の発言は、厚労省のこれまでの発言と異なるのではないか。

(消費者庁) 事務の効率化と、消費者に対してその意見を聞くということは、それぞれ追求すべき視点が違うが、どちらがおざなりになっていいということではないというのが消費者庁の立場である。

(厚生労働省) その広く意見を聞くというときに、なぜあの団体には意見を聴かないのかとか、そういうことにはならないようにすることが重要である。

(消費者庁) 広く意見を聞くという法の趣旨で、自治事務として自治体がどういう団体に聞いて、それをもって広く意見を聞いたとすることについては、自治体が責任を持って判断してもらえばよい。

(高橋部会長) 自治体もインターネットを活用して広く作業してくれということか。

(消費者庁) 国においては、消費者団体もすごく関心が高く、インターネットの活用は、厚生労働省においても相当力を入れているところではある。自治体が全て国と同じやり方ということではない。

(高橋部会長) 国はインターネットなどを活用しているという意味であり、それにこだわるという趣旨ではないということか。

(消費者庁) 然り。

(高橋部会長) 承知した。

では、引き続き事務局と調整をお願いしたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)